

平成 23 年度

エネルギー管理システム導入促進事業
(HEMS 導入事業)

—対象機器の公募—

公 募 要 領

平成 24 年 3 月

(平成 25 年 9 月更新)

目 次

1.	事業概要	1
1-1	事業目的	1
1-2	事業概要	1
(1)	事業名	1
(2)	補助対象となる機器	1
(3)	補助金交付の対象者	1
(4)	補助対象となるための要件（申請条件）	1
(5)	補助率	2
(6)	事業期間	2
(7)	補助金の交付申請方法	2
(8)	その他	2
1-3	事業スキーム	3
2.	補助対象機器の登録	4
2-1	補助対象機器の対象範囲	4
2-2	補助対象機器に必要な要件	5
2-3	機器登録を行う法人（機器製造事業者等）の要件	6
2-4	申請方法	6
(1)	申請単位	6
(2)	申請方法	6
(3)	提出書類	7
2-5	申請期間	7
2-6	審査及び結果の通知	7
(1)	審査方法	7
(2)	結果の通知	7
(3)	採択後について	7
2-7	補助対象機器の公表	8
2-8	提出先及び問い合わせ先	8
2-9	本事業実施期間中における補助要件の変更について	8
3.	その他注意事項	9
	別表1「HEMS機器の対象基準」	10
	別表2「型番管理と出荷証明書についての基本ルール」	11

1. 事業概要

1-1 事業目的

本事業は、電力需給対策の一環として、一般家庭等での電力需要調整効果を高めるエネルギー管理システム（以下、「HEMS機器」という）の導入に際し、設置する機器費用を補助し、エネルギー使用の効率化及び電力需要の抑制を図ることを目的とする。

1-2 事業概要

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が指定するHEMS機器の導入を行う一般家庭等に対して、導入する設備費用の一部を補助する。

(1) 事業名

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金（HEMS導入事業）

(2) 補助対象となる機器

S I I が指定するHEMS機器

- ※ 別表1（P10参照）に定める対象基準を満たしていることが予めS I Iにより認められ、補助対象機器としてS I Iが指定するもの。
- ※ S I Iは製造事業者等からの申請を受け付けその内容を審査し、対象となる機器への指定を行い、順次ホームページに記載する。
- ※ 未使用品に限る。

(3) 補助金交付の対象者

補助金交付の対象者（申請者）については、以下に定める個人又は法人とする。

- ① 日本国内において民生用住宅*1を所有し、S I Iが指定するHEMS機器を当該住宅に設置する個人。
- ② S I Iが指定するHEMS機器を民生用住宅の所有者に貸与する法人（リース事業者、新電力（PPS事業者）等）。

*1 民生用の一般住居用の建築物。但し、集合住宅（分譲マンション等）における共有部分は含まない。

(4) 補助対象となるための要件（申請条件）

1. S I Iが指定するHEMS機器を民生用住宅に設置すること。
2. 計測した結果をモニタリングし、日常生活における電力需要の抑制に取り組むこと。
3. 計測・蓄積した電力使用量に関する実績データ等をS I Iが定める様式において報告*2を行うとともに、「HEMS機器利用に関するアンケート」に協力できること。

- ※2 リース等の場合においては、リース事業者等が契約書等によりS I Iが定める実績データの報告を行うことについて住宅所有者の同意を得ている場合に限り申請が可能。

(5) 補助率

定額（7万円）

- ※1 ただし、以下のいずれかの場合には、定額10万円とする。

①平成25年8月31日以前に補助対象機器の購入に係る契約または購入を行った場合

②HEMS機器の設置場所住所が「東日本大震災の特定被災区域（※2）」の場合

③検定付き電力量計（スマートメータとHEMS機器をつなぐための付属機器を含む）を備えたHEMS機器（※3）を設置した場合

- ※2「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」における「特定被災区域」のこと。

- ※3 検定付き電力量計を備えたHEMS機器は、機器製造事業者等による機器の登録申請が必要です。

- ※4 定額を下回る領収書の金額に対しては、その領収金額の1000円単位以下を切り捨てた金額を補助します。

(6) 事業期間

HEMS機器の交付申請の公募開始（平成24年4月19日）から、平成26年3月31日まで。ただし、申請の合計額（HEMS導入事業含む）が予算額に達した場合、補助事業期間内であっても事業を終了する。

(7) 補助金の交付申請方法

補助金の交付申請は、補助対象機器の設置工事完了後に申請する。

- ※1 交付申請には、設置工事完了報告を兼ねるため、補助対象機器の設置工事完了後に合わせて申請手続きを行うこととする。

- ※2 補助対象であっても、次の場合は補助対象外とします。

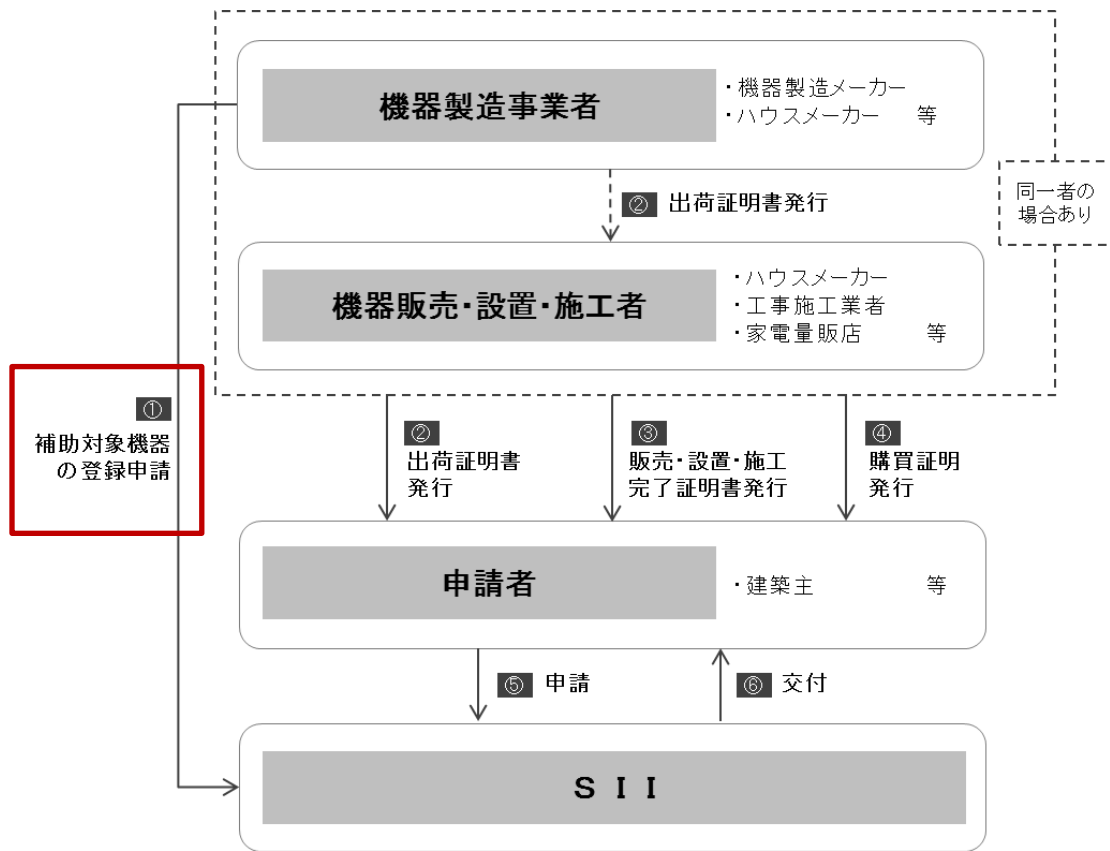
①交付申請の公募開始前に契約、購入又は設置された場合

②交付申請の公募開始後であっても、特定の機器が補助対象として指定される前にその機器を契約、購入又は設置された場合

③平成25年9月14日（土）以降に補助対象機器の購入に係る契約交渉が開始された場合

④平成25年10月1日（火）以降に補助対象機器の購入に係る契約をされた場合

1-3 事業スキーム



2. 補助対象機器の登録

2-1 補助対象機器の対象範囲

民生用住宅のエネルギー管理を行うために必要な本体機器、計測装置等。

設備費	本体機器及び計測装置の費用
本体機器	データ集約機器（計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置 など） 通信装置（ゲートウェイ装置、通信アダプタ など） 制御装置（機器の制御に係るコントローラ など） モニター装置（独自端末 など）
計測装置	計測機器（電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力計 など）
工事費	HEMS機器の設置に伴う工事費用（セットアップ費用を含む）

（注1）以下の経費については、補助対象外とする。

- ・HEMS機器と接続される空調機、照明器具等の電気機器、器具類
- ・太陽光発電システムやリチウムイオン蓄電池システム等に付随するパワーコンディショナ
- ・HEMS機器と接続し表示あるいは操作用機器として用いられるPC、タブレット、スマートフォン、TV
- ・センサ分電盤等、分電盤との切り分けができない装置
- ・空調機、照明器具等の電気機器、器具類に内蔵される通信装置
- ・消費税

（注2）以下の場合、それぞれ別の機器として取り扱うため、異なる機器（型番）としてS I Iに登録し、対象機器として指定を受けること。

- ・機器の基幹となる装置（制御・通信装置など）が異なる場合。
- ・装置の組み合わせにより機能が変わる場合。
- ・計測できるデータ種別やデータ数が異なる場合。
- ・機器の組み合わせが異なり、価格が異なる場合。

（注3）他の用途と兼用する機器が含まれる場合、S I Iへ機器の登録を行う際に様式3にその旨を記載すること。

2-2 補助対象機器に必要な要件

補助対象となるHEMS機器は、以下3つの基本要件を満たすこととする。

1. 見える化

- ・住宅所有者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測・蓄積し、データの「見える化」が図られること。

2. 制御機能

- ・ECHONET Liteによる空調・照明等を制御する機能を有していること。
- ・機器の制御に係る装置（コントローラ等）のアプリケーションに1つ以上の機器の機器オブジェクトを搭載すること。
- ・自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能を有していること。

3. 標準インターフェイスの搭載

- ・「ECHONET Lite」（エコーネットライト）規格を標準インターフェイスとして搭載していること。

※機器の制御に係る装置（コントローラ等）、外部システムに接続されるゲートウェイ装置、異なるサブネットに接続される機器がECHONET Liteの認証を取得していることとする。

※データ集約機器や計測機器については、ECHONET Lite規格に限らない。

- ・ECHONET Lite規格適合性認証登録証を提出できること。

※ECHONET Lite規格の搭載については、エコーネットコンソーシアムの認証仕様書に基づきコンソーシアムが指定する第三者認証機関により認証を受けること。

※今後、スマートメータとの接続マニュアル等が整い、本格導入が始まった段階でスマートメータとの連携を要件化することを検討する。

※上記要件に加え、別表1「HEMS機器の対象基準」に定める要件を満たすこと。

※HEMS機器の対象基準における機能区分、審査項目の対象は電力のみとする。

【ECHONET Liteに関するお問い合わせ先】

エコーネットコンソーシアム 事務局 (<http://www.echonet.gr.jp/>)

TEL 03-5447-5235

E-Mail : info@echonet.gr.jp

2-3 機器登録を行う法人（機器製造事業者等）の要件

1. 補助対象に該当する機器を製造し、国内において出荷（予定を含む）していること。
2. 事業及び企業の継続性があること。
3. 個別のパッケージ*5に対し、型番・製造番号を記載した出荷証明書*6の発行が行えること。
出荷証明書に記載する型番については別表 2「型番管理と出荷証明書についての基本ルール」を参照すること。
設置される機器に対し出荷証明書の発行が行えない場合、S I I 指定の出荷証明書を同梱し、出荷すること。
4. 住宅所有者に対して責任を持って保証、修理、サポートが継続して行える体制を有すること（有償無償を問わない）。
5. 4を実施するための国内拠点を有すること。

*5 パッケージとは、設置（申請）する機器に係る一連の機器・装置を1つにまとめたものを意味する。

*6 出荷証明書とは、パッケージ型番と固有の製造番号（シリアル）が印字されている証明書（保証書等）を指す。

2-4 申請方法

(1) 申請単位

機器製造事業者が同一の場合、1申請につき複数のHEMS機器を対象製品として申請することが可能。

(2) 申請方法

1. S I I のホームページ (<http://www.sii.or.jp/>) より申請様式をダウンロード。
2. 申請様式にデータ入力して申請書を作成。
3. 作成した申請書を出力して押印。
※事業部単位の最高決裁者以上の押印とする。
4. 必要書類を全てそろえる。
※指定書式の書類は原則、すべての項目について記載すること。
※関係個所が判別し難い書類（カタログや価格表等）は
附箋やマーカーで目印をつけること。
※書類一式をファイルに綴じ、書類名を記した見出し（タブ）をつけること。
※申請書様式及び必要書類をそれぞれ3部（正1部・副2部）ずつ用意すること。
5. 申請書様式及び必要書類を郵送（配達記録郵便）にてS I I に郵送。
※但し、受領した申請書類の返却は行わない。

(3) 提出書類

以下の1～12の資料を補助対象機器申請時に全て提出すること。

提出書類に不備・不足等がある場合、選考対象としない。

No	形式	書類名称	部数	備考
1	様式1	HEMS機器登録申請書	1部	
2	様式2	HEMS機器登録情報	1部	
3	様式3	概要1	申請機器数分	
4	様式4	概要2	申請機器数分	
5	自由形式	申請法人の定款	1部	
6	自由形式	申請法人の概要	1部	
7	定型	商業登記簿謄本	1部	原本
8	自由形式	決算報告書(直近3期分)	1部	
9	自由形式	製品仕様書(機器要件に係るもの)	申請機器数分	
10	自由形式	製品カタログもしくは取扱説明書	申請機器数分	
11	自由形式	製品価格表	申請機器数分	
12	定型	ECHONET Lite規格適合性認証登録証 ^{*7}	申請機器数分	

*7 コンソーシアムが指定する第三者認証機関が発行する認証登録証、及び申請時の申告書類一式を提出すること。また、制御対象機器のECHONET機器オブジェクトの詳細(プロパティ名称、EPC、プロパティ内容等)及び制御アプリケーション仕様書(制御画面サンプル等)を提出すること。

2-5 申請期間

平成24年3月22日(木)～平成25年9月13日(金)

※機器登録申請は終了いたしました。

2-6 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

・「HEMS機器の対象基準」に基づき、申請内容の審査を行い、S I I が最終決定を行う。

(2) 結果の通知

書面にて通知及びS I I ホームページにて公表する。

(3) 採択後について

S I I が出荷証明書発行機能を提供する機器製造事業者に対して、型番を登録する説明を行います。詳細は採択後にお知らせいたします。

2-7 補助対象機器の公表

採択された補助対象機器は、S I I ホームページで公表する。

公表する内容は、以下のとおりとする。

- ・補助対象機器の型番
- ・検定付き電力量計の有無
- ・機器製造事業者名
- ・機器製造事業者の問い合わせ窓口情報（補助対象機器に関するホームページのアドレスを含む）

2-8 提出先及び問い合わせ先

(提出先)

〒104-0061
東京都中央区銀座 2-16-7 恒産第3ビル7階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ (S I I)
エネルギー管理システム導入促進事業 HEMS対象機器担当宛

※封筒表面に赤字で『機器登録申請書在中』と必ずご記入ください。

※S I I から申請者に申請書受け取りのご連絡は行っていません。

(問い合わせ先)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ (S I I)
エネルギー管理システム導入促進事業 HEMS対象機器担当
TEL : 03-5565-4773
(平日 10 : 00 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 17 : 00)

2-9 本事業実施期間中における補助要件の変更について

本事業実施期間中、HEMS市場の動向を踏まえ、本事業の補助対象機器の要件を変更する場合があります。この場合、S I I は変更内容及び対応方法について機器製造事業者事前に通知するとともに、その内容をS I I ホームページにて公表する。

3. その他注意事項

- ・補助対象機器登録を行う申請書において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。万が一、虚偽が認められた場合、当該機器製造事業者等に対して内部調査を指示し、その結果を文書にてS I Iに対し報告させるものとする。
- ・前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、虚偽による不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、S I Iが審査のために必要であると認められるときは、当該機器の提出を命じ、機器製造事業者等の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
- ・前項により機器製造事業者等に不正行為があったと認めたときは、補助対象機器の指定を取消すとともに、機器製造事業者等の名称及びその内容を公表し、S I Iの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとする。
- ・補助金に係る不正行為について、指定機器製造事業者の関係者の関与が認められた場合、その事業者の指定機器はすべて補助対象外とする場合がある。
- ・前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助対象者にエネルギー管理システム導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）が交付されている場合、S I Iは機器製造事業者等に対して期限を付してすでに交付された当該補助金相当額を請求するものとする。
- ・前項の補助金相当額を請求したときには、当該補助金受領者が補助金を受領した日から機器製造事業者等が納付する日までの日数に応じて、請求額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金をあわせて機器製造事業者等から徴収するものとする。
- ・機器製造事業者等が納付すべき額を納期日までに納付がない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。
- ・本事業で定めるHEMS機器の対象基準は補助対象を選定するための基準であり、本事業により設置された対象機器の故障や欠陥、事故等の瑕疵についてS I Iは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、補助対象機器を出荷・販売した事業者等が負うこととする。また、補助対象機器に故障や欠陥等の不具合が生じた場合は、必ずS I Iに報告をすること。

別表 1

「HEMS機器の対象基準」

平成23年度エネルギー管理システム導入促進事業

【HEMS機器の対象基準】

【本補助事業で対象とするHEMS機器】

以下の条件を満たすことを前提とする

- ①住宅居住者が使用する空調・照明等の電力使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られていること。
 - ②「ECHONET Lite」による空調・照明等の電力使用を調整するための制御機能を有していること。
 - ③「ECHONET Lite」(エコネットライト)規格を標準的なインターフェースとして搭載していること。
- ※今後、スマートメータとの接続マニュアル等が整い、本格導入が始まった段階でスマートメータとの連携を要件化することを検討する。

	HEMS機能区分	対象機器の審査項目	補助要件
計測	電力使用量(※1)の測定・取得 ※2 (表示できることを前提とする)	住宅全体	●
		分岐回路単位	○※3
		部屋単位	○※3
		機器単位	○※3
		ガスコージェネレーションの発電量	○※3
		発電量・売電量(PV設置の場合)	○※3
		蓄電量・放電量(蓄電池設置の場合)	○※3
		検定付き電力量計からの買電電力量データ取得※4	◎
	使用電力計測・取得間隔 ※5	30分間隔以内	●
	データ蓄積期間 ※6 ※7 (表示できることを前提とする)	1時間以内の単位 1ヶ月以上	●
1日以内の単位 13ヶ月以上		●	
見える化	端末	独自端末 ※8	○※9
		タブレット	○※9
		スマートフォン	○※9
		PC	○※9
制御	制御機能	ECHONET Liteによる電力使用の調整機能※10	●
補助額(定額)			7万円※11

上記表の●は必須要件であり、○は各グレードの機能区分の中においていずれかが該当することを原則とする。◎は該当する場合に補助額10万円の要件。

- ※1 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)
- ※2 HEMS機器により電力使用量を測定するか、HEMS機器がPV等の他のシステムに接続することにより電力使用量のデータを取得することができること。
- ※3 住宅全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、売電量、蓄電量・放電量のいずれかが測定できること。
- ※4 HEMS機器に備えられた検定付き電力量計によって買電電力量を計測することができること。または電力会社等が設置するスマートメータとHEMS機器をつなぐための付属機器を介して買電電力量データを取得することができること。
- ※5 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)の計測または取得間隔
- ※6 HEMS機器により測定した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMS機器、あるいは関連する外部機器に蓄積し続けることができる期間。
- ※7 セキュリティ対策として、HEMS機器上に蓄積したデータの保護・保全ができること。
- ※8 壁面設置型の専用端末など設置するHEMS機器に付随する専用モニターのこと。
- ※9 独自端末、タブレット、スマートフォン、PCのいずれかを選択して「見える化」端末として表示することができること。
- ※10 ECHONET Liteによる自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能のこと。
- ※11 ◎は該当する場合に補助額10万円の要件。(再掲)

型番管理と出荷証明書についての基本ルール

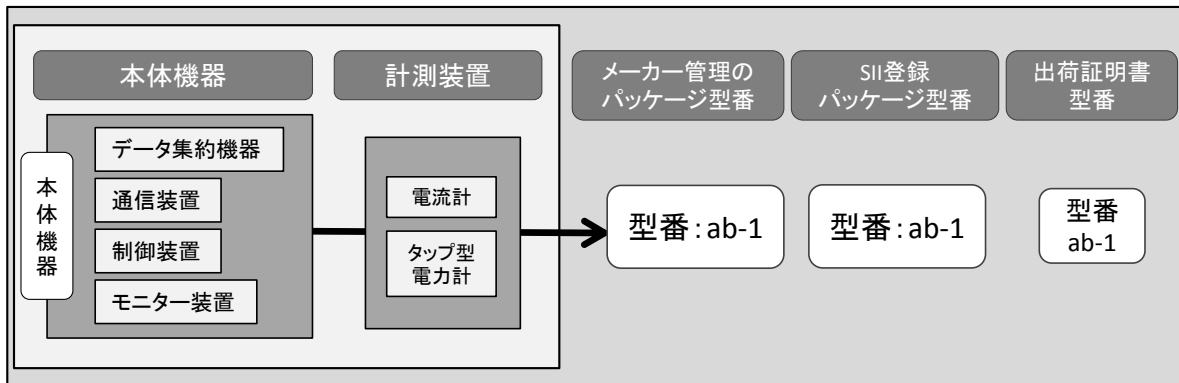
「補助対象範囲」について「1つの型番=1つの出荷証明書」とします。以下に従って、運用してください。

■型番管理の基本ルール

- ① 機器登録は、原則として本体機器、計測装置及びその他の組み合わせ(パッケージ)ごとに型番登録を行う。
- ② 登録された同一型番について、組み合わせる機器の組み合わせは常に同一であること。
※補助対象範囲の本体機器、計測装置、その他、組み合わせが異なる場合は、組み合わせごとに型番登録を行うこととする。
- ③ 組み合わせる機器ごとに型番を管理している場合、必ずパッケージ化したシステムを一つの製品として認識できる『パッケージ型番』を付番することとする。

■出荷証明書発行の基本ルール

- ④ 登録されたパッケージ型番について、1つのパッケージごとに出荷される単位で製造番号(シリアル)を付番した出荷証明書を発行すること。
※出荷証明書の発行が難しい場合、製品登録が認められた機器製造事業者に対し、SIIが出荷証明書発行機能を有するシステムを提供します。



【出荷証明書】

型番	ab-1	製造番号	ab-1-2012
購入者情報	-----	お買上げ日	-----



【購買証明書】

お買上日	-----	店名	-----
購入型番	ab-1	お買上げ日	-----

【設置・施工完了証明書】

お買上日	-----	店名	-----
購入型番	ab-1	お買上げ日	-----

様式 1

様式1

平成24年3月30日

申請日を記入してください

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

東京都中央区銀座8-18-11
エスシービル5階
株式会社〇〇電機
環境 太郎
(03)-0000-0000

株式会社
SII電機®

事業部単位の最高決裁者
以上の捺印をしてください。

平成23年度エネルギー管理システム導入促進事業費補助金に係る
HEMS機器登録申請書

表記の件について、次の通り必要書類を添えて申請します。

- 1 申請法人の定款
- 2 申請法人の概要
- 3 決算報告書
- 4 商業登記簿謄本
- 5 HEMS機器登録情報
- 6 概要1
- 7 概要2
- 8 製品仕様書(機器要件に係るもの)
- 9 製品カタログもしくは取扱説明書
- 10 製品価格表
- 11 ECHONET Lite規格適合性認証登録証

様式2
【HEMS機器登録情報】

※以外は、
全て必須項目です。

HEMS機器登録情報

申請日/平成 24年 3月 30日

●事業者情報

事業者名	フリガナ カブシキガイシャエスアイアイデンキ
	株式会社SII電機
住所 ※通知等の送付先 です。	フリガナ トウキョウトチュウオウクギンザ
	〒 104 - 0061 東京 都道 中央 市区 銀座8-18-11 府県 町村
	エスシービル5階
代表者名 代表者番号	フリガナ カンキョウ タロウ 氏 環境 名 太郎 (03) 5565 - 4773

常時連絡のとれる
開発担当者の情報を記入。

●HEMS機器連絡窓口情報

部署名	HEMS事業部	FAX 番号	(03) 5565 - 4772
役職名	係長	メール アドレス	012345@abcde
担当者 氏名	フリガナ カンキョウ ジロウ	電話番号 携帯※	(03) 5565 - 4773 (090) 0000 - 0000
	氏 環境 名 次郎		

※携帯番号があれば、ご記入ください。

▲常時連絡がとれる電話番号をご記入ください。

●対象機器認定後の補助事業者窓口情報

※対象機器公表に伴い、窓口情報を掲載致します。
※URLは必ずご記入ください。URL以外は任意の項目となります。

窓口名称※	HEMSお客様サポート	電話番号※	(03) 0000 - 0000
窓口ご担当者※	窓口 太郎	URL	abc.def

HEMS機器 申請対象件数

2件

●HEMS機器名称・概要

販売前の場合、
予定を記入

	型番	名称	供給日	供給期間	サポート期間
申請No.1	abc-123	カンキョウHEMS	2012/5/1	2017年12月	2022年12月
申請No.2	def-123	カンキョウエコHEMS	2012/5/1	2017年12月	2022年12月
申請No.3				予定を記入	予定を記入
申請No.4					
申請No.5					

▲複数申請の場合は申請Noを合わせ、名称をご記入ください。

様式 3

様式3 【概要1】		申請No.	1	HEMS機器型番	abc-123
概要 (SIIのホームページに掲載される内容となります)					
申請機器のパフォーマンスをご記入ください。					
機器登録製品に関連するURL				http://www.***.abc@12345	
No.	HEMS機器区分	対象機器の審査項目	チェック	備考	
計測	電力使用量の測定・取得 (表示できることを前提とする)	住宅全体	●	電力使用量の測定対象: ・分電盤 主回路×1、分岐回路×10 ・各家電 タップ型電力計 5個(最大20個)	
		分岐回路単位	●		
		部屋単位	●		
		機器単位	●		
		ガスコージェネレーションの発電量	●		
		発電量・売電量(PV設置の場合)	●		
		蓄電量・放電量(蓄電池設置の場合)	●		
		検定付き電力量計からの買電電力量データ取得	●		
	使用電力計測・取得間隔	30分間隔以内	●	蓄積データ: ・1時間単位の積算電力量、最大2年間 測定データ項目・測定間隔: ・電力(W)5秒間隔 積算電力量(Wh)5秒間隔	
	データ蓄積期間(表示できることを前提とする)	1時間以内の単位 1ヶ月以上	●		
1日以内の単位 13ヶ月以上		●			
見える化	端末	独自端末	●	端末: ・独自端末(付属) ・タブレット※ ・スマートフォン※ ・PC※ ※付属ソフトのインストールが必要	
		タブレット	●		
		スマートフォン	●		
		PC	●		
制御	制御機能	ECHONET Liteによる制御機能	●	・制御対象: エアコン、照明	

システム概要図

※本事業の対象機器の範囲を明記してください
 ※対象機器以外でも対象機器に接続されHEMS機能に係るものは全て明記してください
 ※電力使用量の測定・取得に係る機器を明記してください。
 ※機器間の通信方法については、その方式を明記してください。

The diagram illustrates the HEMS system architecture. It shows the power company connected to a power meter and a power conditioner. The power conditioner is connected to solar panels and a solar remote control. The power conditioner also feeds into a HEMS distribution panel, which is connected to a HEMS controller and a HEMS gateway device. The HEMS controller and gateway device are connected to various appliances via LAN and WiFi, including an air conditioner, lighting, TV, and other home appliances. The HEMS controller is also connected to a data server for measurement data and an update server via LAN. The HEMS gateway device is connected to a PC, tablet, and smartphone via LAN/WiFi. The HEMS controller is also connected to a HEMS monitor via WiFi. The HEMS gateway device is connected to a HEMS monitor via LAN/WiFi. The HEMS controller is also connected to a HEMS monitor via LAN. The HEMS gateway device is connected to a HEMS monitor via LAN/WiFi. The HEMS controller is also connected to a HEMS monitor via LAN. The HEMS gateway device is connected to a HEMS monitor via LAN/WiFi.

様式 4

様式4
【概要2】

申請No.	1	HEMS機器型番	abc-123
-------	---	----------	---------

1枚目

機器仕様及び特徴

①HEMSコントローラ

型番	ABC-123
制御対象	エアコン 4台、照明負荷 2系統、給湯器
制御機能	エアコン制御 (ON/OFF)、照明制御 (ON/OFF)
保存データ	1時間単位の積算電力量 (Wh) 最大2年間
通信インターフェイス	LAN 10BASE-T/100BASE-TX 6ポート
無線通信方式	無線LAN (IEEE802.11a/b/g/n)
ECHONET Lite登録認証番号	GZ-00000
アップデート機能	HEMSアプリケーション手動更新 (HTTP経由)、ファームウェア手動更新 (HTTP経由)

②HEMS分電盤

型番	DEF-123
電流検出	CTセンサ 主幹回路用×1個、分岐回路用×10個
測定データ/間隔	電力 (W) : 5秒間隔、積算電力量 (Wh) : 5秒間隔
通信インターフェイス	LAN 10BASE-T/100BASE-TX 2ポート

③HEMSモニタ

型番	GHI-123
ディスプレイ	タッチパネル付き7型TFT液晶
無線通信方式	無線LAN (IEEE802.11a/b/g/n)
搭載アプリケーション	HEMSモニタアプリケーション
アップデート機能	HEMSモニタアプリケーション手動更新 (HTTP経由)

④HEMSゲートウェイ装置

型番	JKL-123
通信インターフェイス	LAN 10BASE-T/100BASE-TX 3ポート
無線通信方式	無線LAN (IEEE802.11a/b/g/n)
ECHONET Lite登録認証番号	GZ-00000

⑤エアコンアダプタ

型番	MNO-123
無線通信方式	無線LAN (IEEE802.11a/b/g/n)
ECHONET Lite登録認証番号	HZ-00000

⑥照明アダプタ

型番	PQR-123
無線通信方式	無線LAN (IEEE802.11a/b/g/n)
ECHONET Lite登録認証番号	HZ-00000

⑦タップ型電力計

型番	STU-123
測定データ/間隔	電力 (W) : 5秒間隔、積算電力量 (Wh) : 5秒間隔
無線通信方式	無線LAN (IEEE802.11a/b/g/n)

⑧測定データサーバ

保存データ	1時間単位の積算電力量・発電電力量・売電電力量 最大2年間 1日単位の積算電力量・発電電力量・売電電力量 最大3年間
-------	---

HEMS機器詳細※1

機器名	メーカー	型番※2	価格※3	備考
HEMSコントローラ	〇〇社	ABC-123	¥50,000	
HEMS分電盤	〇〇社	DEF-123	¥80,000	
HEMSモニタ	〇〇社	GHI-123	¥50,000	
HEMSゲートウェイ装置	△△社	JKL-123	¥60,000	
エアコンアダプタ	△△社	MNO-123	¥1,500	1個/1システム
照明アダプタ	△△社	PQR-123	¥1,800	1個/1システム
タップ型電力計	△△社	STU-123	¥1,500	5個/1システム

- ※1 補助対象範囲の機器のみを記入すること。
 詳細欄が足りない場合は、別途作成して添付すること。
 ※2 各機器のカタログを添えること。
 ※3 各機器の価格表を添えること。
 機器毎の価格を記入できない場合は、合計価格を記入すること。

更新履歴

No.	更新日	更新ページ	更新内容
1	2012/8/15	p. 5	標準インターフェイスの搭載内、「ECHONET Lite搭載認証書（仮称）」の仮称を、「ECHONET Lite規格適合性認証登録証」に修正しました。
2	2012/8/15	p. 8	提出書類の12及び13の「ECHONET Lite搭載認証書（仮称）」の仮称を消去し、ECHONET Lite規格適合性認証登録証を提出する際の注意事項を*5に追記しました。
3	2012/8/15	p. 14	更新No.1の修正に伴い、様式1「平成23年度エネルギー管理システム導入促進事業費補助金に係るHEMS機器登録申請書」の差し替えを行いました。
4	2012/11/1	p. 9	2-5 申請期間に「ECHONET Lite未実装（ファームアップ対応）の機器を申請する期限について」を追記しました。
5	2012/11/1	p. 11	3. その他注意事項の最後の行に「また、補助対象機器に故障や欠陥等の不具合が生じた場合は、必ずSIIに報告をすること。」を追記しました。
6	2013/8/15	p. 2 p. 3 p. 10 p. 14 p. 6～p. 15	補助率の内容を変更しました。 事業全体スケジュールを削除しました。 別表1の差し替えを行いました。 様式3の差し替えを行いました。 ファームアップによるECHONET Lite搭載に関する内容を削除しました。
7	2013/9/13	p. 2 p. 7 p. 8	事業期間を変更しました。 申請期間を変更しました。 補助対象機器の公表を変更しました。